

## 市役所代表

☎ 23 5111

FAX 22 5100

\*お知らせの表記

☎…問い合わせ先

☎…申し込み先

HP…ホームページ

※費用の記載がないものは無料です。



## 暮らし

### 水道メーター定期交換に伴う事前調査のお知らせ

対象となる家庭のメーターを、市の委託業者が次の期間中、事前調査に伺いますので、ご協力をお願いします。委託業者は市発行の身分証明書を携帯しています。

調査期間 5月上旬～6月下旬  
 水道課 ☎ 25 4515

### 浄化槽整備事業「普及促進補助金」を今年度実施します

市では、市町村設置型浄化槽整備事業で新設する小型浄化槽（市で設置、維持管理する合併浄化槽）の個人負担の軽減を図るため、「普及促進補助金」による支援を行います。単独浄化槽またはくみ取りトイレのかたは、一日も早く合併浄化槽に切替えましょう。

交付対象 市町村設置型浄化槽整備

事業で新設し、平成25年2月28日までに供用開始する小型浄化槽交付金額 小型浄化槽1基に対し、一律11万円を交付  
 ※詳しくはお問い合わせください。また、市ホームページにも掲載しています。

☎ 下水道課 ☎ 25 4015

### 畜産農地課からのお知らせ

#### ■森林の土地の所有者届出制度について

平成23年4月の森林法改正により、4月以降、森林の土地の所有者となったかたは市町村長への事後届け出が義務付けられました。

届出対象 個人・法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得したかた  
 ※面積にかかわらず届け出をしなければなりません。

※国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出書を提出しているかたは対象外です。

届出期間 土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村長に届け出をしてください。

### ■山火事防止運動のお知らせ

4月10日から6月10日まで「山火事防止運動強調期間」です。

市では野山が乾燥して山火事が発生しやすいこの季節に、山火事防止

パレードを行うなど広く市民に山火事防止を呼びかけています。

山火事は、タバコ火やたき火など火の不始末によって多く発生しています。市民の皆さん一人ひとりがお互いに注意して山火事を防止し、大切な森林を未来へ引き継ぎましょう。

### ◆いづれも

☎ 畜産農地課 ☎ 51 6746

### 特別障害給付金制度について

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金などを受給していない障害者のかたを対象にした給付金制度です。

対象 ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生

②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金や共済組合などの加入者の配偶者

①か②のいずれかのかたで、当時任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害年金の1級、2級相当の障害の状態にあるかたが対象となります。

※原則として65歳に達する日の前日までに請求する必要があります。

### 支給額

▼障害基礎年金1級に該当するかた 月額 49500円

▼障害基礎年金2級に該当するかた 月額 39600円

☎ 国保年金課 ☎ 51 6753

### 平成24年度十和田市戦没者追悼式

旧市・旧町合同で8月22日(水)に市民文化センターで行います。

☎ 福祉課 ☎ 51 6718

### 万引きは「しない・させない・みがさない」

昨年、県内で万引きをして捕まった人は1165人で、そのうち20歳以上が約7割を占めています。中でも60歳以上は4割以上となっています。万引きは窃盗で犯罪です。10年以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられます。

☎ 十和田警察署 ☎ 23 3195

### 外国人住民の皆さんへ

外国人登録法が廃止となり、7月9日(月)から日本に在住する外国人住民も日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象となります。

対象者 ▼中長期在留者(短期滞在、外交、公用以外のかたで、3カ月以上の在留が決定されているかた) ▼特別永住者 ▼出生による経過滞業者 ▼国籍喪失による経過滞業者 ▼一時庇護許可者、仮滞在許可者

※5月中旬に「仮住民票の記載事項」を郵送しますので、内容をご確認ください。

☎ 市民課 ☎ 51 6756